【資料３】

鹿　児　島　海　区
漁業調整委員会資料
令和８年８月６日

【議題３】

稚うなぎ漁業許可に関する取扱方針の改正について

（協議）

稚うなぎ漁業許可に関する取扱方針

１　趣旨

鹿児島県漁業調整規則（令和２年鹿児島県規則第 52 号。以下「規則」という。）第４条の規定に基づく稚うなぎ漁業許可については，規則の定めによるほか，この取扱方針に定めるところによる。

２　定義

この取扱方針において，次に掲げる用語の定義は，次に定めるところによる。

（１）種苗採捕組合　稚うなぎ（全長 21 センチメートル以下のうなぎをいう。以下同じ。）種苗を採捕する者で組織する団体。ただし，令和３年に活動する団体に限る。

（２）養鰻業者　うなぎ養殖業の許可を有する者。

（３）手すくい　たも網を用いて稚うなぎをすくい捕る漁法。

（４）ふくろ網　川底に打ち込んだ杭などに袋状の網を固定し，網の端部に入った稚うなぎを収容する漁法。

（５）踏み出し　川底の泥等に潜った稚うなぎを足等でかき出すなどして採捕する漁法。

３　許可の対象

許可の対象者は，種苗採捕組合に属する者又は個人・法人であって，規則第 11 条第１項に基づき知事が定める制限措置のうち，同項第６号に規定する漁業を営む者の資格を有する者とする。

４　規則第 10 条第１項第１号に規定する者の基準

規則第 11 条第１項に基づく制限措置等の公示を行った日から起算して１年以内に，漁業又は労働に関する法令に~~違反する行為により刑に処された者とする。~~違反した者であり、かつ改善の余地が認められない者とする。

５　漁具及び漁法

当該漁業で使用できる漁具及び漁法は，手すくい及びふくろ網に限る。

６　許可統数

許可は，１経営体当たり１許可とする。

７　許可数

知事は，漁具及び漁法ごとに以下の漁業者の数を上限として許可するものとする。ただし，漁業調整及び資源管理上支障が無いと判断される場合はこの限りではない。

手すくい：1,242

ふくろ網：　13

８　操業区域

操業区域は県内の河川及び海面とする。

なお，漁業権が設定されている操業区域については，当該漁業権者の同意を得なければならない。

９　許可期間及び漁業時期

許可期間及び漁業時期は，原則として，12 月１日から翌年３月 31 日までの間で，知事が別途定める期間とする。ただし，稚うなぎの池入れ状況を勘案して知事が必要と認めた場合は，これらを変更することができる。

10　夜間標識

許可を受けた者は，操業する際に夜間標識を身に付けることとし，その仕様が分かるものを知事へ届け出ることとする。

11　条　　件

許可には，規則第 13 条第１項の規定に基づき，次に掲げる条件を付けることがある。

（１）踏み出しにより稚うなぎを漁獲してはならない。
（２）日の出から日没までの間は，操業してはならない。
（３）我が国の養鰻業者の稚うなぎの池入数量が，我が国の池入数量の上限に達した場合又は達する恐れがあると認めて，知事が指定した日以降は操業してはならない。
（４）漁獲した稚うなぎは，知事が指定する場所で検量を受けなければならない。
（５）事前に届け出た夜間標識を身に付けなければ操業してはならない。
（６）たも網以外の漁具を使用してはならない。

附　則

１　この取扱方針は，令和４年９月 30 日から施行する。
２　この取扱方針は，令和５年９月１日から施行する。
３　この取扱方針は，令和８年９月１日から施行する。

令和８年８月６日

水 産 振 興 課

稚うなぎ漁業許可に関する取扱方針の改正について（協議）

１．背景

・令和７年 12 月から、13㎝ 以下のうなぎの稚魚について、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（以下「流適法」という。）が適用され、取引記録の作成・保存・伝達が義務付けられている。

・このような状況を踏まえ、県では、一般社団法人鹿児島県しらすうなぎ採捕取扱者協議会（以下「しら協」という）に委託し、うなぎの稚魚の採捕及び流通の適正化に係る課題を把握することを目的として、稚うなぎ漁業許可における制限措置等や，採捕者及び取扱事業者の流適法への対応状況等に関する調査を実施している。

・特に、令和８年度からは、流適法に基づく取引記録と採捕者から提出される採捕報告を突合する調査を実施しており、採捕実態及び流通実態の把握を進めている。

・一方、これまで、県及びしら協が連携し、流通の適正化に取り組んできたところであるが、その前提となる採捕報告について、定められた期間内に報告を行わない採捕者が見受けられ、採捕・流通実態の把握に支障が生じている。

・採捕報告は、県規則に基づき採捕者が履行すべき義務であり、許可制度の適正な運用に当たっては、その法令遵守状況を適切に把握し、許可の適格性判断に反映させる必要がある。

・このため、漁業関係法令の遵守状況（採捕報告）と許可の適格性との関係を明確化する観点から、稚うなぎ漁業許可に関する取扱方針（以下「取扱方針」という。）を改正する。

２．改正点

４　規則第 10 条第１項第１号に規定する者の基準

３．改正内容

現　行	規則第 11 条第１項に基づく制限措置等の公示を行った日から起算して１年以内に、漁業又は労働に関する法令に違反する行為により刑に処せられた者とする。
改正案	規則第 11 条第１項に基づく制限措置等の公示を行った日から起算して１年以内に、漁業又は労働に関する法令に違反した者であり、かつ改善の余地が認められない者とする。

４．改正理由

・鹿児島県漁業調整規則第 10 条第１項第１号では、許可の適格性を有しない者として、「漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者」を規定している。

・一方、現行の取扱方針では、「法令違反により刑に処せられた者」を基準としているため、法令違反の事実が認められる場合であっても、刑事罰を伴わない違反については、適格性判断の際に考慮することが困難な状況となっている。

・特に、鹿児島県漁業調整規則第 21 条に規定する資源管理状況等の報告については、報告義務が課せられているものの、罰則規定が設けられていないことから、報告義務違反があった場合においても、現行基準では法令遵守状況を適格性判断に反映させることが困難となっている。

・このため、法令遵守の観点から、採捕報告その他の関係法令上の義務の履行状況を適切に把握し、規則第 10 条第１項第１号に規定する適格性判断の資料として活用できるよう、改正案のとおり取扱方針の基準を見直すものである。

・これにより、採捕報告を含む法令上の義務の履行状況について、許可の適

格性判断を行う際に考慮すべき事項として整理することが可能となる。

・また、取扱方針は、漁業調整規則の運用を実務的な観点から整理した内部規程であることから、単に違反事実の有無をもって適格性の判断とする内容ではなく、法令遵守の状況を総合的に評価するという漁業調整規則の趣旨に沿った内容とする必要がある。そのため、改正案のとおり、「かつ改善の余地が認められない者」との要件を取扱方針に追加し、法令違反の有無だけでなく、その後の改善状況等を含めて総合的に評価することを明確化するものである。

※ 本改正は、鹿児島県漁業調整規則第 10 条第１項第１号の趣旨を踏まえ、許可の適格性判断において法令遵守状況を適切に考慮するための運用基準を整理するものである。

５．施行日

令和８年９月１日（予定）

６．経過措置

なし

７．改正に向けたスケジュール

・令和８年７月　課内協議
・令和８年８月　海区委員会（鹿児島、熊毛）・内水面漁場管理委員会諮問
・令和８年９月　施行